

〔国民健康保険税〕 税率等改正のお知らせ

～ 平成 22 年度分の国民健康保険税の改正点についてお知らせします～

1. 税率等の改正

- 基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額の所得割率、均等割額、平等割額がそれぞれ引き上げられました。
- 基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額が引き上げられました。

◇国民健康保険税は、右記の表①～⑫の額を合計して世帯単位で計算します。

保険税額の上限は 73 万円となります。(ただし、世帯の中に 40 歳から 64 歳までの被保険者の方がいない場合は 63 万円)

2. 制度改正

○被用者保険の被扶養者であった方の保険税軽減期間が延長されました。

被用者保険の被用者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方については、申請により、保険税が軽減される措置が資格取得から 2 年間とされていましたが、当分の間(後期高齢者医療制度の廃止までの間)軽減措置が延長されることとなりました。

※既に申請されている方は、引き続き軽減を受けることができます。(申請の必要はありません。)新たに国民健康保険に加入される方は、申請が必要です。

○特例対象被保険者等(非自発的失業者)の保険税軽減制度が新設されました。

区 分		改正後	改正前	
基礎課税額	加入者の所得に応じた計算	所得割率①	8.1%	7.2%
	加入者の資産に応じた計算	資産割率②	31.7%	31.7%
	世帯の加入者数に応じた計算	均等割額③	21,600円	19,000円
	世帯につき計算	平等割額④	23,600円	21,600円
		賦課限度額	500,000円	470,000円
後期高齢者支援金等課税額	加入者の所得に応じた計算	所得割率⑤	2.2%	2.0%
	加入者の資産に応じた計算	資産割率⑥	8.3%	8.3%
	世帯の加入者数に応じた計算	均等割額⑦	6,200円	5,300円
	世帯につき計算	平等割額⑧	6,500円	6,000円
		賦課限度額	130,000円	120,000円
介護納付金課税額(40～64歳)	加入者の所得に応じた計算	所得割率⑨	2.3%	2.3%
	加入者の資産に応じた計算	資産割率⑩	7.0%	7.0%
	世帯の加入者数に応じた計算	均等割額⑪	7,700円	7,700円
	世帯につき計算	平等割額⑫	5,500円	5,500円
		賦課限度額	100,000円	100,000円

◎対象となる方

次の①から③すべてに該当する方が対象となります。

- ①平成 21 年 3 月 31 日以降に離職された方
- ②雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- ③雇用保険受給資格者証の第 1 面「離職理由」欄のコードが 11・12・21・22・23・31・32・33・34 のいずれかに該当する方

◎軽減額

対象となる方の前年の給与所得を 30 / 100 として保険税の算定をします。

◎軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。(国民健康保険を脱退すると終了します。)

ただし、平成 21 年度の保険税は対象となりません。

◎申告に必要なもの(必ず、申告が必要です。)

- ① 国民健康保険証
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ 印鑑

〔後期高齢者医療制度〕 保険料率改定のお知らせ

保険料率は 2 年ごとに改定を行うこととなっており、平成 22 年度および平成 23 年度の保険料率(被保険者均等割額・所得割率)が決定しました。

平成 22 年 4 月分から下記の保険料率によって保険料を算定します。保険料額の決定は毎年 8 月に行い、被保険者の皆さまには、8 月上旬に保険料額決定通知書等をお送りいたしますのでご確認ください。

被保険者均等割額

43,990 円 (被保険者全員が等しく負担)

所得割率

8.03% (被保険者が所得に応じて負担)

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額 50 万円です。

保険料 = 被保険者均等割額 43,990 円 + {(総所得金額 - 33 万円) × 所得割率 8.03%}

●保険料の軽減…所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33 万円以下	8.5 割
被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他の所得がないとき	9 割
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下	5 割
33 万円 + (35 万円 × 被保険者数) 以下	2 割

所得割額の軽減 被保険者の基礎控除後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58 万円以下	5 割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減 後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9 割軽減	負担なし

※後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

お問い合わせは、市税務課諸税係(市役所 1 階 ☎ 3 2 ・ 3 8 4 5)まで。

《今月は、固定資産税 1 期分の納付月です。》
忘れずに納期限内に納めましょう。

2010 年(平成 22 年) 5 月 5 日
広報こまつま